

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：25501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K08923

研究課題名（和文）提供配偶子の利用を巡る生殖補助医療の法制度化の課題

研究課題名（英文）Issues Concerning Legislation Regulating Assisted Reproductive Technologies Using the Third Party's Gametes

研究代表者

南 貴子（MINAMI, Takako）

下関市立大学・経済学部・教授

研究者番号：10598907

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、オーストラリア・ビクトリア州のAssisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016の分析を通して、ドナーの匿名性のもとに提供配偶子の利用によって生まれた子の出自を知る権利の保障に伴う課題について検討した。

代理懐胎についても、日本における議論と利他的代理懐胎を法的に承認するオーストラリアの法制度とを比較検討することにより代理懐胎の法制度化によって生じる課題について分析した。

さらにビクトリア州の事例をもとに、シングル女性や同性愛カップルによる提供配偶子を用いる生殖補助医療の利用に伴うドナー不足やシングル女性の高齢化の課題を分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、まだ生殖補助医療を規制する法律は制定されていない。近年、生殖補助医療に伴う課題、特に提供配偶子を用いることによる子の出自を知る権利や、第三者の女性に妊娠・出産を依頼する代理懐胎、シングル女性による生殖補助医療の利用などに伴う課題が浮上していることから、生殖補助医療に関する早期の法整備が求められている。本研究は、生殖補助医療の法制度化の進んだオーストラリアの事例を分析することにより、生殖補助医療の法制度化に伴って生じる問題を明らかにし、日本における法制度化の議論の進展に寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：In this study, through analyzing the case of the Australian state of Victoria, issues surrounding the legislation guaranteeing donor-conceived offspring's right to know their origin were discussed.

Legal framework regulating surrogacy in Australia had also been analyzed. By comparing social discussions on regulating surrogacy in Japan and the legislation which allows altruistic surrogacy in Australia, the issues involved in legalizing surrogacy were discussed.

Furthermore, focusing on the case of Victoria, the emerging issues surrounding the lack of donors brought by the increase in the number of single women and same-sex couple accessing donor conception, and single women accessing IVF at an older age were analyzed.

研究分野：応用社会科学

キーワード：生殖補助医療 出自を知る権利 ドナーの匿名性 代理懐胎 オーストラリア

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

生殖補助医療技術の発達するなか、日本においても多くの不妊夫婦が、夫婦の配偶子を用いた人工授精や体外受精などの生殖補助医療によって子を出産している。一方、夫婦の配偶子ではなく、ドナーの提供配偶子を利用する生殖補助医療は、日本においては人工授精のみが婚姻した不妊夫婦を対象として、ドナーの匿名性のもとに行われている(1949年に慶應義塾大学病院において日本で初の提供精子による人工授精によって子が生まれている)。しかし、生殖補助医療を規制する法律はまだ制定されておらず、提供精子によって生まれた子の出自を知る権利を巡る問題や、卵子提供を求めて海外に渡航する例などが報道されている。2003年には、厚生科学審議会生殖補助医療部会において、ドナーの配偶子を利用する生殖補助医療の制度整備に関する検討がなされ、ドナーの精子、卵子、および精子・卵子によって形成された胚の利用を不妊夫婦に限って認め、子の出自を知る権利も認める報告書「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」が出されている。しかし、その報告書においても、すでにドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的な保障については、どのような法制度の整備が必要なのかについて示されていない。また、シングル女性やレズビアン女性については生殖補助医療の利用を認めておらず、シングル女性やレズビアン女性による提供配偶子の利用に伴ってどのような問題が生じるのかについても検討がなされていない。代理懐胎については、厚生科学審議会生殖補助医療部会のほかにも日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会でも議論され、2008年4月8日に対外報告書「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題 社会的合意に向けて」が公表されたが、議論の結果は、それぞれ、「代理懐胎は禁止する」、「代理懐胎は原則禁止することが望ましい」とするものであった。このような日本の状況とは対照的に、海外では生殖補助医療を規制する法律を制定する国が増加しており、特にオーストラリア・ビクトリア州では、1984年に世界に先駆けて生殖補助医療を包括的に規制する法律が制定され、その後も提供配偶子によって生まれた子の出自を知る権利をより確実なものとするための法改正がなされてきた。また代理懐胎についても、ビクトリア州を含め、オーストラリアでは利他的代理懐胎が認められている。日本においても、生殖補助医療の法制度の整備が求められており、海外における生殖補助医療法制度を巡る先行事例の分析は、日本における法制度化に向けての貴重な指標となるものと思われる。

2. 研究の目的

提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制度化における課題を海外の先行事例の分析をもとに明らかにする。日本では、これまで、厚生労働省、法務省、日本学術会議などで政策形成に向けた議論が重ねられてきたが、生殖補助医療を規制する法律はまだ制定されていない。本研究では、生殖補助医療に関する法制度の進んだオーストラリア、特にビクトリア州の事例をもとに、日本における提供配偶子の利用を巡る生殖補助医療の法制度の課題を明らかにすることを目的としている。特に、ドナーの匿名性廃止や、子の出自を知る権利、シングル女性やレズビアン女性による生殖補助医療の利用にかかわる問題、さらに提供配偶子の利用とともに、第三者の女性によって妊娠・出産が行われる代理懐胎を巡る法制度の課題についても明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 子の出自を知る権利の保障について

オーストラリア・ビクトリア州の法制度を研究対象にして、子の出自を知る権利の保障について検討した。海外では、1980年代以降ドナーの匿名性を廃止して、子の出自を知る権利を認める国(州)が増加しているが、それらの法制度のもとでも、法制度化以前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利は依然として認められていなかった。ドナーの匿名性のもとに生まれた子には、出自を知る権利は保障されないのであろうか。この課題はドナーの匿名性のもとに提供精子による人工授精によって多くの子が生まれている日本の生殖補助医療においても重要な課題であるが、これまで法制度化の議論から取り残されてきた。ビクトリア州では、2016年2月に子の出自を知る権利の遡及的保障を認める世界に例をみない先駆的な改正法 Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016年改正法) が成立した。2016年改正法の成立過程やその特徴、法制度が及ぼす社会的影響等に焦点を当てて検討した。

(2) 代理懐胎の利用を巡る課題について

生殖補助医療の一つである代理懐胎は、妊娠・出産できない女性に代わって第三者の女性に妊娠・出産をしてもらうものであるが、依頼者夫婦の配偶子が用いられる場合のほかに、妻以外の女性の卵子や、夫以外の男性の精子が用いられる場合がある。代理懐胎は、母となる意思を持つ女性が子を出産する女性とは異なる点において、ほかの生殖補助医療とは明らかに異なっており、第三者の女性の身体によって妊娠・出産が行われることに伴う倫理的問題があることから、海外では代理懐胎を認めている国や、認めない国、代理懐胎を容認していても無償である場合に限り認める、あるいは裁判所の審査を経て依頼夫婦の実子とすることが必要とされるなど、対応はさまざまである。さらに配偶子提供者や代理懐胎者を求めての渡航や、親子関係や子の引き渡しを巡る新たな問題が生じている。本研究では、商業的代理懐胎を禁止し、利他的代理懐胎を認めるオーストラリア各州の法制度の分析をもとにして、日本における代理懐胎を巡る議論とも比較しながら代理懐胎を巡るこれらの課題について検討した。

(3) シングル女性、レズビアン女性による生殖補助医療の利用について

オーストラリア・ビクトリア州では、Assisted Reproductive Treatment Act 2008 (2008 年法) の施行によって、シングル女性やレズビアン女性に対しても異性愛カップルと同様に生殖補助医療へのアクセスが認められるようになった。その結果、男性パートナーを持たない女性による提供配偶子の利用が増加し、ドナー不足の問題や生殖補助医療を利用するシングル女性の高齢化を巡る問題が生じている。生殖補助医療の法制度化の新たな課題としてこれらの問題について検討した。

本研究にあたっては、生殖補助医療関連の公的資料や論文、新聞報道等を活用し、それらの資料の調査・分析の結果をもとに提供配偶子を利用する生殖補助医療を巡る問題を浮かび上げ、論述する研究方法をとった。

4. 研究成果

(1) オーストラリア・ビクトリア州における子の出自を知る権利の保障

Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016 年改正法) の成立に至る過程

オーストラリア・ビクトリア州では世界に先駆けて、1984 年に生殖補助医療を包括的に規制する Infertility (Medical Procedures) Act 1984 (1984 年法) を制定し、ドナーの提供配偶子による懐胎 (DC: donor conception) によって生まれた子 (DC 子) が 18 歳になるとドナーの同意のもとでドナーの情報を得ることができるようにした。その後 1995 年に改正された Infertility Treatment Act 1995 (1995 年法) では、1998 年 1 月 1 日以降、配偶子提供がドナーの情報開示の同意のもとに行われることに改められ、その結果、子は 18 歳になるとドナーの同意を必要とすることなく、ドナーの情報を得ることができるようになった。さらに、2008 年に改正された Assisted Reproductive Treatment Act 2008 (2008 年法) では、子が 18 歳未満であっても、親の同意、あるいはカウンセラーの推薦があれば、ドナーの情報を得ることが可能とした。このように、ビクトリア州では、子の出自を知る権利をより確実にするための法改正が行われてきた。しかし、1984 年法の施行前までは、ドナーの匿名性のもとに、配偶子提供が行われており、その子たちの出自を知る権利は 2008 年法の施行後も認められてこなかった。このような状況に対して、2012 年、ビクトリア州法改正委員会 (Victorian Law Reform Committee) は、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認めることを勧告した報告書 Inquiry into Access by Donor-Conceived People to Information about Donors: Final Report を州議会に提出した。勧告は、生殖補助医療によって生まれた「全ての子」に対する出自を知る権利の保障しようとするものであり、世界に先駆けた画期的な試みであった。ビクトリア州法改正委員会の勧告に対して、2014 年 8 月に 2008 年法を改正するための Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Act 2014 (2014 年改正法) がビクトリア州議会を通過した。2014 年改正法は 2015 年 6 月 29 日より施行された。その後、2016 年の 2 月には、2014 年改正法をさらにドラスティックに改正する Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016 年改正法) が議会を通過した。2016 年改正法は 2017 年 3 月 1 日より施行された。2014 年改正法は、1984 年法施行前に生まれた子に対しても、1984 年法と同様に「ドナーの同意のもとでドナーについての情報を開示する」ことを認めるものであったが、この改正法のもとでは、DC 子の間に出自を知る権利における格差、つまり、「ドナーの同意を必要とする子 (1995 年法施行前)」と「ドナーの同意を必要としない子 (1995 年法施行後)」の格差を残すことになった。それに対して 2016 年改正法は、ドナーの同意を必要とすることなく、全ての DC 子に対して出自を知る権利を認める画期的な改正法であった。

Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016 年改正法) の特徴

【ドナーの匿名性のもとに生まれた DC 子の出自を知る権利の保障】

2016 年改正法の特徴は、第 1 に、2014 年改正法において 1995 年法施行以前に生まれた子がドナーの身元を特定できる情報を得るための条件となっていた「ドナーの同意」の条件を取り除いたことである。2016 年改正法では、配偶子が提供された時期にかかわらず、ドナーの同意なしに全ての DC 子に出自を知る権利を認めることになった。また、DC 子の子孫も、DC 子と同様に、ドナーの同意なしに、ドナーの情報を得ることが可能となった。2016 年の改正法の成立は、これまでドナーの匿名性のもとに生まれたために出自を知る権利が認められていなかった多くの DC 子に希望を与えることになった。

【匿名のドナーとその家族への影響への配慮】

匿名性の保障のもとに配偶子を提供したドナーの「匿名性の権利」は 2016 年改正法においては、どのように守られたのであろうか。2016 年改正法の第 2 の特徴としては、ドナーの情報開示において、ドナーやドナーの家族への影響についての配慮があげられる。Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA) が行った調査では、多くの匿名のドナーが、ドナーの情報開示によって予想される DC 子からのコンタクトを危惧していた。つまり、DC 子からのコンタクトは、これまで配偶子提供の事実を家族に明かしていなかったドナーやドナー家族

にとって脅威としてとらえられていた。この調査結果を踏まえて、2016年改正法では“contact preference”の制度が設けられた。この制度は、匿名とされていたドナーの情報を開示するために必要とされていた「ドナーの同意」の条件を取り除くかわりに、DC子とドナーとが接触することを拒否する権限をそれぞれに与えるものであり、この権限はドナーの家族の子への接触についても適応可能とされた。さらに、この“contact preference”の制度は、接触を拒否する権限だけでなく、ドナーとDC子とがどのようなコンタクトを持つのかを選ぶことができるようにするための制度でもある。そして情報開示の申請者がコンタクトに関するドナーの希望に従うのでなければ、ドナーの情報は開示されないことが明示された。すなわち、“contact preference”の制度は、ドナーの匿名を前提に配偶子を提供したドナーやその家族への影響を配慮して設けられた独自の制度であるともいえる。2016年改正法におけるこのような特徴は、日本において子の出自を知る権利の遡及的な保障を認める法制度を議論するうえで、一つの貴重な指標になると考えられる。

(2) 代理懐胎の法制度のもとで浮かび上がってきた課題

日本における代理懐胎を巡る議論

日本では、これまで代理懐胎については、厚生科学審議会生殖補助医療部会や日本学会議生殖補助医療の在り方検討委員会で議論されてきた。厚生科学審議会生殖補助医療部会は2003年4月28日に「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」を取りまとめた。報告書では、「代理懐胎は禁止する」とした。日本学会議は2006年12月21日に「生殖補助医療の在り方検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり検討を行った。その結果は2008年4月8日に「対外報告書」代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題 社会的合意に向けて」にまとめられて公表された。報告書では、「代理懐胎は原則禁止することが望ましい」とした。その理由として、「妊娠・出産に第三者の人体を利用することの倫理的問題」「妊娠・出産に伴う危険性」「法的親子関係や子の引渡し等を巡る問題など、出生した子の権利と福祉にかかわる問題」が挙げられる。このように、日本における議論は全般的にみて、代理懐胎に対して否定的、消極的であり、代理懐胎に伴う問題点に議論の中心があるが、海外において代理懐胎を認める法制度の特徴はどのようなものなのだろうか。また、日本における代理懐胎の議論において提示された課題をどのように克服しているのだろうか。日本学会議が指摘しているように、日本においては、代理懐胎についての正確な実態がほとんど明らかにされておらず、社会的合意に至る議論もまだ不十分である。そこで、すでに代理懐胎の法規制のある海外の事例、特に生殖補助医療に関する法制度化の進んでいるオーストラリアの事例と比較検討した。

オーストラリアにおける代理懐胎の法制度の特徴

オーストラリアでは、連邦政府と州（州、準州、及び特別地域）政府の間で権限を分担した連邦制度をとっており、生殖補助医療に関しては、州によって異なった法制度がとられている。生殖補助医療を規制する連邦法はないが、連邦政府の国立保健医療研究審議会（National Health and Medical Research Council: NHMRC）は生殖補助技術にかかわる医療と研究に関し倫理的ガイドライン Ethical Guidelines on the Use of Assisted Reproductive Technology in Clinical Practice and Research を出している。ガイドラインにおいては「商業的代理懐胎は実施、促進あるいは推奨してはならない」と規定されている。

代理懐胎については、1988年にビクトリア州で初めて代理懐胎が行われたが、現在ではオーストラリアの全ての州とオーストラリア首都特別地域において、合理的な出費の支払いを認められた上での利他的代理懐胎が認められている。一方、商業的代理懐胎は、北部準州を除き、全ての州とオーストラリア首都特別地域で禁止されている。北部準州では代理懐胎に関する法規制はないが、NHMRCのガイドラインなどによって制限がかかっている。このように、オーストラリアでは、代理懐胎を認めているが、商業的代理懐胎を禁止し、また代理懐胎を認める諸条件を法的に厳しく規定することによって、倫理的問題に対する課題に対応しているといえる。

妊娠・出産に伴う危険性に対する対応としては、医学的側面から、代理懐胎者についての条件が定められている。例えば、ビクトリア州では、代理懐胎者が25歳以上であることや、既に出産経験がありかつ生児出生であったことも条件とされている。さらに、代理懐胎者と、代理懐胎者にパートナーがいる場合には、そのパートナーも、カウンセリングと法的アドバイスを受けることが求められている。これらの条件は、妊娠・出産に伴う代理懐胎者の身体的リスクを避けるために設けられた法的規制といえる。

代理懐胎における法的親子関係については、オーストラリアでは連邦法 Family Law Act 1975 (s.60HB)と州法の規定により、州や特別地域における裁判所の親決定命令 (parentage order) によって、初めて代理懐胎依頼者は子と法的な親子関係を定立することができる。ただし、北部準州では代理懐胎における親子関係について規定する法律がないため、代理懐胎者が養子として子を手放さない限り、産みの親、すなわち代理懐胎者が子の法的親とみなされることになる。ビクトリア州では、子が生まれて28日以降6か月以内に法的な親決定命令を求めて裁判所に申請を行うことができるとされている。しかし、出生した子の引渡しを巡り、代理懐胎依頼者と代理懐胎者との間で、親子関係のほか、生まれた子を巡る深刻な争いが起こり得ることが想定される。出産後、代理懐胎者と子との間に法的母子関係が成立するため、代理懐胎者の承

諾がなければ、代理懐胎依頼者が親決定命令によって親子関係を成立させることはできないからである。ビクトリア州の法律では、代理懐胎契約を認める条件として、当事者たちには、依頼者が生まれた子の引取りを拒否したり、代理懐胎者が依頼者に子を引き渡すことを拒否したりといった不測の事態が生じた場合にも対応できるようにしておくことを求めている。しかし、子の引渡しに関しては強制力はなく、当事者間の事項とされているため、依然として深刻な争いが起こり得ることも想定されることから、この課題に対して法的に十分な対応がなされているとは言いがたい。生まれてくる子の福祉にかかわる問題として、さらに検討すべき課題であることが明らかとなった。

オーストラリアにおける代理懐胎の法制度のもとで浮かび上がってきた課題

オーストラリアでは、法的に国内での利他的代理懐胎が認められているにもかかわらず、依然として、国外での商業的代理懐胎の利用によって多くの子が生まれている。これは、国内での代理懐胎が厳しく規制されていることと、国内では代理懐胎者になる女性を見つけることが困難なためである。このことは、利他的代理懐胎に求められる法規制と海外での商業的代理懐胎を求める現実との間にギャップがあることを示している。つまり、女性が身体的・精神的なリスクが伴う代理懐胎を引き受けるのは、本来ボランティアの限界を超えたものであり、その結果、代理懐胎者を見つけることが困難になっている。そして、そこに商業的代理懐胎が立ち入る要素が存在する。

それでは、海外で生まれた子と代理懐胎依頼者との親子関係はどのようになるのであろうか。海外の商業的代理懐胎を禁止していても、親の違反行為による処罰が子の権利と福祉の毀損につながるもののジレンマが存在する。その結果、海外での商業的代理懐胎によって生まれた子には、国内での利他的代理懐胎のように親決定命令によって法的親子関係を定立させることは保障されていないが、代理懐胎依頼者が帰国後、裁判所に子どもの親権を求める申請をした裁判例で、親権が認められている。これらは、商業的代理懐胎を禁止する法規制の抜け道となっており、代理懐胎の法的規制が、海外での商業的代理懐胎に対して、有効に機能していない実態を示しているといえる。オーストラリア移民・国境警備省によると、2015年には海外での代理懐胎契約によって生まれた約243人の子がオーストラリアの市民権を与えられたと報告されている。一方、海外での商業的代理懐胎の利用に伴って、生まれてくる子や代理懐胎を引き受ける女性が犠牲になるなど、社会的責任が問われるさまざまなケースが生じている。オーストラリアにおけるこれらの事例は、商業的代理懐胎を禁止する法制度が真に機能するには、国家間の垣根を超えた商業的代理懐胎の規制の在り方が求められていることを示しているといえる。

(3) シングル女性、レズビアンカップルの生殖補助医療の利用に伴うドナー不足とシングル女性の高齢化に伴う課題

オーストラリア・ビクトリア州では、2008年に成立したAssisted Reproductive Treatment Act 2008(2008年法)によって、シングル女性やレズビアン女性に対して異性愛カップルの女性と同様に生殖補助医療へのアクセスが認められた。その結果、2008年法の施行(2010年1月1日から施行)後、シングル女性やレズビアン女性による提供精子の利用が増加している。特に、近年社会的理由から女性の出産年齢が上昇しており、シングル女性による提供精子の利用が増加している。Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority (VARTA)の年次報告によると、ビクトリア州における提供精子利用者の過半数は今やシングル女性が占めていることが示されている。

さらに、シングル女性のなかには高齢化とともに、提供精子のみならず、彼女自身の卵子を利用することをあきらめ、提供卵子・胚による体外受精(in-vitro fertilization: IVF)を受ける女性が増加している。つまり、シングル女性によるドナーの精子・卵子の利用が増加している。その結果、配偶子ドナー、特に卵子ドナーを確保することが困難となっており、卵子提供を求めて海外に渡る事例など、生殖補助医療を利用するシングル女性の高齢化を巡って新たな問題が生じていることが明らかとなった。

日本においては、生殖補助医療の法制度化の課題として、シングル女性やレズビアン女性による生殖補助医療の利用を対象にした議論は、ほとんどされていない。しかし、日本においても、生殖に対する考え方の多様化や晩婚化に伴い生殖補助医療の利用を望む女性は今後一層増加するものと考えられることから、ビクトリア州の事例は、法制度化を巡る新たな課題として貴重な指標になるものといえる。

これらの研究成果は、下記の論文・学会等において発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 南 貴子	4. 巻 63(2)
2. 論文標題 生殖補助医療を利用するシングル女性の高齢化をめぐる新たな課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 下関市立大学論集	6. 最初と最後の頁 57-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 南 貴子	4. 巻 2(4)
2. 論文標題 代理懐胎の法制度のもとで浮かび上がってきた課題 - オーストラリアの事例分析をもとに -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『社会保障研究』	6. 最初と最後の頁 578-590
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 南 貴子
2. 発表標題 生殖補助医療の法制度化に伴う課題
3. 学会等名 日本家族社会学会第29回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南 貴子
2. 発表標題 代理懐胎の法制度化を巡る課題 オーストラリアの事例分析をもとに
3. 学会等名 第44回日本保健医療社会学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takako Minami
2. 発表標題 Assisted Reproductive Treatment and Offspring's Right to Know Their Origin: The Case of Australia
3. 学会等名 The 14th Asia Pacific Sociological Association Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takako Minami
2. 発表標題 Issues regarding the right of donor-conceived offspring to know their origin: analysis of the cases of Japan and Victoria, Australia
3. 学会等名 19th Asian Regional Association for Home Economics Biennial International Congress (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考